

公 表 第 10 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成22年12月27日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課 等 内 訳	期 間
企 業 局 上 下 水 道 部	総務、経理課、料金課、上水道建設課、 上水道施設サービス課、浄水管理センター、 下水道業務課、下水道建設課、下水道施設課、 田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三漕事務所	平成22年10月6日 ～11月30日
田主丸総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成22年10月13日 ～11月30日
北野総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成22年10月13日 ～11月30日
城島総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成22年10月13日 ～11月30日
三漕総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成22年10月12日 ～11月30日
教 育 部	教育委員会事務局 総務、施設整備課、学校教育課、学務課、 学校保健課、久留米中央学校給食共同調理場、 田主丸学校給食共同調理場、人権・同和教育室、 青少年育成課、教育センター、田主丸事務所、 北野事務所、城島事務所、三漕事務所、 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 善導寺小学校、大橋小学校、田主丸小学校、 水分小学校、北野小学校、弓削小学校、 榎原中学校、宮ノ陣中学校	平成22年10月22日 ～11月30日

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成22年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点

から監査対象として位置付けた。

### 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

#### **事務監査**

##### 〔上下水道部〕

- 1 田主丸地区上水道整備事業費が、当初計画から大きく増加している。資材高騰等の増加要因もあるが、このような費用の大幅な増額は、当初計画額の精度に対する疑念も出てくるので、費用については、積算の正確性を一層徹底し、その根拠を明確にされたい。
- 2 水道関係の任意団体について、当該団体の設置目的や事業内容から見て、任意団体として組織化し独自に事業を行うことの必然性や、当部の管理職が代表者となっている団体に負担金を支出することの適切性に疑問を感じるので、現状を十分に検証し、今後の組織や事業のあり方について検討されたい。
- 3 当部で事務局を担当している下水道関係の任意団体の繰越金は、前年度より減少しているが、本年度の収入では、繰越金が会費収入を上回り不適正な状況である。今後、適正な活動を行う上で、事業や費用だけでなく、当該団体自体の必要性も含め、中・長期的な視点での整理が必要と思われるので、当該団体の会長市として、構成団体に対して、改善に向けた提案をされたい。

##### 〔田主丸総合支所〕

- 1 有線放送事業は、市民や区長へのアンケート調査により、当該事業に対する住民の評価や考え方、課題等が整理され、この事業の必要性や効果性の分析がなされてきている。今後、これらの分析結果を含め、様々な観点から、同事業の方向性について、更に検討を深められたい。
- 2 環境衛生関係団体の今後の方向性については、全市的な統一に向けて複数の案が検討されているが、当該団体設立の経過への配慮やプロパー職員の処遇など、超えねばならない大きな課題を抱えている。今後も引き続き関係部局や関係者等との調整を進め、全市的な統一に向けて一層努力されたい。

##### 〔教育部〕

小学校の運動場を横断している市道があり、現在も一部の住民が市道として利用し、既得権化している状況が見られる。手続上は市道認定の廃止をすれば終了するが、抜本的に問題を解決するためには、実際に利用している住民の理解と協力が不可欠であるので、住民への適切な説明を行い、協力が得られるように努められたい。

## 〔審議会等事務〕

青少年に関する協議会において、会長については選任手続に関する規定がなく、副会長については委員の互選と規定されているにもかかわらず、会長及び副会長をあて職により選任している。また、あて職で副会長となった委員に対し、委員に任ずる任命行為が行われていないものがある。 (教育部)

## 財務監査

### 〔現金取扱事務〕

出納員及び会計職員に対し、規則で定められた身分を証明する証票が交付されず、一部の出納員及び会計職員について、使用する認印及び収納印の届出がなされていないものがある。 (教育部)

### 〔市税外収入事務〕

個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に際し、対象文書の写しの作成に要する費用の徴収が漏れているものがある。《徴収済》 (田主丸総合支所)

### 〔臨時職員賃金支給事務〕

- 1 臨時的任用職員の賃金について、遅刻・早退の時間数を誤って算定したことにより、支給額を誤っているものがある。《追給・戻入済》 (北野総合支所・教育部)
- 2 時間給を支払うパート職員に対し、誤った時間数で賃金を算定し、正当額よりも多く支払っているものがある。《戻入済》 (教育部)

### 〔タクシー借上げ事務〕

合併で引き継がれたタクシーチケットで、実際利用されることがなかったため、管理表が作成されず、現在の担当職員もその所在を把握していない状態のものがある。 (城島総合支所)

### 〔契約事務〕

- 1 契約締結伺は作成されているが、契約実施伺が作成されていないものがある。 (教育部)
- 2 契約書や請書において、仕様書や仕様書中に記載している別表が一体化されていないものがある。 (城島総合支所・三瀬総合支所)
- 3 契約書に契約日が記載されていないものがある。 (上下水道部)
- 4 契約書において、十分な認識がなされないまま、管轄裁判所を久留米市ではなく契約相手方の本社所在地を管轄する裁判所としているものや、損害賠償の要件を業者に過失がある場合ではなく重大な過失がある場合としているなど、久留米市にとって不利な内容となっているものがある。 (教育部)

- 5 個人情報の取扱いについて、規則により契約書に記載するよう規定された項目のうち、記載が漏れているものがある。  
(教育部)
- 6 長期継続契約を行う際に、契約書中に記載を義務付けている予算の減額又は削減の場合の契約解除に関する条項がないものがある。  
(上下水道部)
- 7 多数の工事の設計書において、1,000円未満の端数処理を本来行うべきでない箇所で行っているものがある。  
(上下水道部)
- 8 契約書において、受託者が市の同意を得て作成し、それに基づき業務を行うとしている警備計画書が作成されてないものがある。  
(城島総合支所)
- 9 小規模な広場の管理業務について、地域の自治組織に除草作業と遊具等の安全点検を委託しているが、遊具等の安全点検の方法について契約書に具体的な記載がないものがあるので、より安全性が確保されるよう契約内容について検討されたい。  
(田主丸総合支所)

### 〔補助金等交付事務〕

補助金交付申請は事前申請が原則であり、運営に関する補助金であれば年度当初の申請が適切と思われるが、申請予定を年度当初から相当の月数が経過した時点としているものがある。  
(三瀨総合支所)

### 〔財産管理事務〕

- 1 公用車の貸付けについて、物品貸付簿を作成していないものや、誤って行政財産使用許可の処理を行っているものがある。  
(田主丸総合支所・北野総合支所)
- 2 現在は廃止されている施設にある備品について、施設の廃止後、整理がなされていないまま施設内に放置されているものがある。  
(三瀨総合支所)